

第 3 2 回 上 海 I P G 会 合

日 時 2 0 0 8 年 1 月 1 7 日 (木)

場 所 上 海 龍 之 夢 麗 晶 大 酒 店 4 階 B a l l r o o m A

宮原 現在、事務局のほうで 2007 年の年次報告書を作成中です。いくつかのメンバーの皆様には、内容の執筆等についてご協力の依頼も差し上げているところで、2007 年は 4 月の設立から始まって、多くの活動を行ってまいりましたので、報告書が出来次第、皆様とまた共有させていただきます。

また、フォーラムの定款上は、年に 1 回全体会合を持つということが決まっておりますので、来年度の早めの時期に、また皆様に内容についてご相談差し上げると思いますので、ご協力のほどをよろしく申し上げます。

続いて 7 点目、「上海 IPG 中国知的財産権関連法勉強会について」、幹事の松島様よりご紹介いただきます。よろしく申し上げます。

松島 それでは報告させていただきます。お手元の資料 5-5 をご覧ください。「上海 IPG 中国知的財産権関連法勉強会」は、参加企業各社の 中国人スタッフ向けの IP の勉強会です。今回で第 4 回目となりますが、32 名の参加者でした。今回の内容は、特許申請の 手続及び分類並びに意匠の 外観設計の類似性判断方法及び知見に関して、上海恩田旭誠知 識産権 代理有限公司の丁様よりご講義をいただきました。3 時間にわたる講義にも拘らず、 活発な質疑応答があり、盛況だったと聞いております。詳細は資料 5 をご覧ください。

宮原 ありがとうございました。第 5 回の勉強会に関しては明日開催予定です。 現在 50 名程度の申込みをいただきまして、段々と参加者も増えているところです。是非また今後も皆様にご活用いただければと思います。

続いて 8 点目、「華東周辺政府当局との今後の交流について」、幹事の岩間様より 申し上げます。

岩間 ご報告させていただきます。これは10月15日に資料を配付させていただきました。前回の全体会議の際にも記入のご協力をお願いしたアンケートです。このアンケートの趣旨に関しては、ご存じのとおり連携フォーラムということで、現在、江蘇省 TSB とは非常に友好的な関係が出来上がりつつありますが、それと同様に、その他の地域、他の機関との協力関係を構築していきたいという目的に沿って、どの地域の、どの当局と、どのような協力関係を作っていくかということ、メンバーの皆様にお伺いして、皆様のニーズを把握しようということで取られたアンケートです。

資料6ですが、ご記入いただいたのが一覧になっています。例えば浙江省を対象に自動車業界その他、様々な業界で、このような形でのご希望が寄せられています。また、浙江省の寧波市に対してはここに書かれているような要望がありますし、江蘇省、上海市、……、その他、多くのエリアの様々な当局に対しての要望が寄せられています。

詳しい中身に関しては後でご覧いただければと思いますが、前回の全体会議でもご説明したとおり、ご記入いただきましたこの結果に基づいて、まずワーキング・グループで実施可能なものに関しては、ワーキング・グループで対応していただくことを予定しています。その他の案件に関しましては、事務局のほうで関係企業様とも連絡を取っていただきながら、そして幹事会で優先順位を決めて、進めさせていただくことにしておりますので、よろしくご承知お願いいたします。

また、前回にもお願いしましたが、この活動に対してはメンバーの皆様の主体的

な参加が必須ですので、実施に当たっては当局との協力にも積極的にご参加いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

宮原 岩間様、どうもありがとうございました。続いて上海 IPG の 2008 年度活動計画、この策定スケジュールについて、幹事の林様からよろしくお願いいたします。

林 では、2008 年度の活動計画について、皆様に配付されています資料 7、上海 IPG「事業決定スケジュール」について報告させていただきます。1 月 8 日に IPG のグループ長会議を行いまして、以下（記載）のようなスケジュールにて事業決定を行うという合意がなされております。

最初、1月から2月にかけて、上海、北京、広東の IPG それぞれで計画を作ります。上海 IPG に関してもう少し詳しく説明すると、事務局側で決めていくものと、各ワーキング・グループで作成するものになります。

事務局で決めていく内容ですが、活動方針と活動計画があり、活動計画に関しては皆様からいただいているアンケートに基づいて策定し進めて参ります。

その後、2 月 21 日に開催予定の運営幹事会で、最終確認及び決定をしていきたいという流れになっています。それぞれ上海、北京、広東の IPG で決めた内容については、2 月末から 3 月初頭に再度グループ長会議を開いて、最終的な調整をすることになります。その結果をもちまして、日本側と 3 月初旬に最終合意ということになります。

このような流れにて、スケジュールを決定致しますので、各ワーキング・グループで活動されている方もおられると思いますが、作成の程よろしくお願いいたします。

以上です。

宮原 どうもありがとうございました。続いて先般 1 月 8 日に、広東、北京、上海の IPG グループ長にお集まりいただいて、グループ長会議を行いました。その内容について、幹事長の久永様よりお願いします。

久永 お手元の資料 8 をご覧ください。北京、上海、広州の 3 局の IPG、それから 3 局のジェットロで重複する……業務、こういうものを廃し、効率的に連携を進めるための会議、第 2 回目が開かれました。

4 番目の決定事項の主要なポイントだけ読み上げてまいります。事務局預かり事項ですが、まず IPG の活動理念について、基本的にほぼこの案、以下の四角で囲まれた案で決定しています。広州 IPG については、最終的に IPG の会合で了承を得る必要があるということになっています。

それから下のスケジュール管理ですが、各 IPG はいろいろな活動があります。これについては、各活動予定について共有して、皆様にコンフリクトするようなスケジュールがないような形で、ご連絡できるような形に早急に持っていくということになりました。

3 番目は各 IPG の名簿を共有する形について、その活用用途は基本的に 1 番目のポツに書いてありますが、アンケート、イベント、こういうものに対してのご案内、ご連絡について効率的に展開します。なお、各地域で 3 局の提出のフォームについては若干変更があるようです。

それから 2 頁目の上、3 局の協力事項です。1 番目としては、先ほど宮原様から

ご紹介がありました「Best Practice Award」の進捗です。国家の法治弁のほうに対して協力を求める際に、大きく3つのポイントで進めなければいけない。1つは日本政府、それからジェトロがAwardを実施する場合の理由付け。それからQPBCが既にこの「Best Practice Award」をやっておりますので、これとの違いをどのように出すかということ。それから、今後長期にわたって進めていかなければいけませんので、この「Best Award」の選定の基準のコンセプトをしっかりと作らなければいけない。こういう点について、今後、持ち帰り検討することになっております。

2番目は展示会の調査方法について。これはIPGとして来年度も実施することを希望しておりまして、来年度も事業計画にジェトロ様のほうの予算も含めて、盛り込んでいただくことになっております。

それから3番目、IPGの会員アンケートです。これについては継続的に進めてまいります。それから最後、今後のスケジュール間の確認です。次回は先ほど2月中というご紹介もありましたが、2月29日に北京で開催しまして、このときまでに各IPGの次年度の計画を策定することになっております。また皆様のほうには別途ご連絡します。以上です。

宮原 どうもありがとうございました。続いて11点目、「ジェトロ上海センター模倣品展示室開設について」お知らせします。ジェトロ北京のほうに数年前から模倣品の展示室というものがございまして、上海あるいは広州のジェトロにはそういうものがなかったのですが、今般、一応3月の開設を目指して、上海センターの内部に模倣品の展示室を作ることとしました。つきましてはメンバー各位の皆様、

模倣品ないしそれに対応する真正品のご提供をお願いしたいと思っています。

今回、添付資料の9番として、そのご案内を差し上げています。実際のご依頼に関しては、またメールベースで皆様に資料を送らせていただきますので、是非ともご協力くださいますようお願いいたします。本件は私どもの森永と、後ほどご挨拶しますが新人の劉という者が担当しますので、もし今の時点で何かご提供いただけるものがあれば、今日にでもご一報いただければと思います。よろしく申し上げます。

次に12点目、「上海IPGパンフレットについて」、幹事の井野様よりよろしく申し上げます。

井野 皆さん、お手元の資料の青いパンフレットをご覧ください。1つは日本語版、もう1つは中国語版になっています。内容は上海IPGの活動内容、いまここで報告がありましたいろいろな政府関係との取組み、あるいはワーキング・グループの取組み、あるいは江蘇省との、TSBとのグランドフォーラム等々の内容が記載されています。その他に参加資格はこういう方がということ、参加方法はこういう方法ということも記載されているので、是非皆さん、これを支社内でご回覧、あるいは本社へのご報告に入れていただいて、ご活用いただきたいと思います。以上です。

宮原 どうもありがとうございました。このパンフレットについては、今日、受付に日本語版と中国語版、共に予部をそろえています。是非ともまた日本に持ち帰って、あるいは上海、北京、広州等で皆様にお配りいただければと思いますので、ご入り用の際には今日お持ち帰りいただくか、あるいは事務局までお申し付けいただければと思います。

それでは報告事項の最後、展示会における知的財産権侵害調査の簡単な中間報告をさせていただきます。今日の配付資料の 11 番です。今年、調査を実施した業界等を簡単に紹介させていただいております。全ての調査について、調査そのものは終わって、現在その結果等々について、事務局のほうでご連絡をいただいている途中の状況というところです。

詳細については、また別途の機会でご連絡しますが、本日はこの後、講演のとして、農薬ワーキング・グループにて行った活動について、住友化学の津田様よりご紹介いただくこととなっています。

以上で本日の報告事項を終わらせていただきますが、何かご質問等はありませんでしょうか。もしありましたら挙手をお願いします。ないようですので、最後に私もジェットロ上海センター事務局のほうに、今般、1 人新人が入りましたので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思えます。ジェットロ上海センター知識産権部の劉と申します。よろしくをお願いします。

劉 こんにちは。本日はおこしいただき、誠にありがとうございます。私は劉と申します。ジェットロ上海センターに入って 2 週間目になります。これからたくさん問題が出てくると思いますが、是非皆様のご協力をいただけますよう、よろしくをお願いします。以上です。

宮原 では幹事各位の方、お席にお戻りください。続いて本日の講演、農薬見本市での知財保護について、農薬ワーキング・グループ長、住友化学（上海）董事の津田様よりご紹介をいただきます。津田様、よろしくをお願いします。

【第2部 - 講演】

展示会における知財権侵害調査報告

住友化学（上海）有限公司 董事 津田小亮

皆様、こんにちは。住友化学（上海）の津田小亮です。今日は展示会における知的財産権侵害調査報告をさせていただきます。この調査プロジェクトは一昨年から行われておりまして、ちょうど去年のご案内が第2回目です。このたび、中国での展示会における模倣品調査プロジェクトをJETRO様から各メンバーにご案内をいただき、私ども農薬ワーキング・グループ、石原産業、クミアイ化学、住友化学、日産化学、日本曹達、日本農薬の6社が、この調査プロジェクトに参加することで申込みさせていただきました。

その背景は、2006年に、商務部から“展覧会における知的財産権保護という弁法”が発布されています。この弁法では、展覧会開催のときに知的財産権を保護するため、投訴を受け付けるデスクを設けますということが規定されています。そして2006年に私ども農薬の関係で、申し込みました。これは農業部、すなわち、政府主催の展覧会です。今日ご紹介するのもは政府主催の展覧会において、主に商標権ですが、知的財産権の侵害が、堂々として行われていたわけです。

これは非常に問題です。一昨年、2005年の展覧会での調査Projectについて、参加させていただいき、たしか21件の侵害が発見されました。この侵害案件21件のうち、私どもは警告状を送りましたが、そのうちの半分ぐらいが、私どもの警告

状が返ってきたのです。ということは、住所がはっきりしていない。住所不明のそういう出展者を、政府主催の展覧会で堂々と認めていることになるわけです。この出展費用は、は 3,000 元か、5,000 元か、8,000 元か知りませんが、お金さえ払えば参加できる。ところが 2006 年にこういう弁法があるにもかかわらず、そのようなことが政府の中で理解されていない。これは非常に私どもショックを受けました。

もちろん農業部には、このような実態があるということを陳情書で提出しています。それで今回、昨年 of 寧波市でありました展覧会については、単に調査だけではなく、違反の事実が確認されれば、是非、現場で法執行を実施していただきたい。そうしないと、たった 3 日の展覧会の間に、1 日か 2 日後で行って見たら誰もいない。警告状を出しても梨の礫ということがあるので、それを避けるために、なんとか即時対応するようなことができないかというのを、ジェトロ上海の宮原さんにご相談しました。そのためには事前に当局とよく打合せを、実現させようということになりました。

それで、事前交渉を開始したわけですが、今回の展覧会は、非常に大規模で、参加者 20 万人、2,900 箇所のブース、となり、凄い人です。

それで、事前交渉、関係当局ということで、浙江省、寧波市の各々の工商行政管理局、技術監督局に、ジェトロ上海の宮原様、尹世花 様、ワーキング・グループの日本曹達の村橋さんと私、4 人で訪問しました。これらの当局には、今回、寧波市で、農業部主体の展覧会が開催されること、これまで、知財権侵害の事例があった。また、一方、商務部から展覧会に於ける知財保護の弁法も発表されています。

是非協力していただきたいし、そして、もし現場で実際に違反の事実が確認されれば、是非行政執行してほしいということで、基本的に皆さん合意をいただきました。

一方、この展覧会を主催する主催者は、農業部（北京）ですが、指示するだけで、実際は、浙江省の現地のアレンジャーがいるはずで、その現地主催者は浙江省の植物保護検疫局で、杭州にあります。ここには手紙を出しました。実は今回の農業部主催の展覧会には、私どもは工商局、技術監督局とお話し、知財権侵害があれば、現場執行をやっていただきます、その点、よくご理解くださいと。

やはり主催者側に事前に、一言、言っておかないと、後で何か言われたら困ります。特に私ども農薬関係は、農薬取締法という非常に厳しい法律があります。各メーカーが政府から目をつけられると、登録作業などに意地悪をされたら困るわけです。だから、そういった意味で業界として対応するというのがいちばん重要ですし、また、あらかじめ当局には事前に、ご了解を得ておくことが、形式上でもいいですから得ておくということで進めました。

それで調査結果ですが、住友化学、日本曹達、日産化学の商標権侵害が、17件ありました。調査はここまでで、あとは各社が侵害者に対し、警告状を送ったり、その後の対応をすることです。

それで現場での執行ですが、この17件のうち、寧波市江東区工商行政管理局の商標課の人たちが展覧会に現場に行ってくれ、日本曹達の案件が7件、住友化学の案件が3件、計10件について、現場でパンフレットの没収とか、一部違反商品が掲載された宣伝の垂幕の撤去とか、実際にやっていただきました。これは大会

が始まった日の午前中に調査会社が調査して、何番と何番に違反があるということ
をすぐに報告し、その日の午後に摘発が実施されました。大抵こういう展覧会とい
うのは3日間あっても、最初の日に人がたくさん来ます。2日目、3日目では、も
うほとんど帰ってしまう。だから最初の日を午前中に徹底的に調査して、午後には
すぐ執行。こうしないと時間的に間に合いません。

これが浙江省の寧波の大きな会場、この後ろに4つも5つも大きな体育館のよう
な会場があります。この後ろのほうにも、1号館、2号館、3号館があります。こ
こに行くと紙がもったいないです。大量のパンフレットがいっぱいあり、みんなウ
ワーッと集め、捨ててある。あとは掃除する人が集めて、それがボーンと廃棄しま
す。これこそ資源の無駄だと思います。本当にもったいないです。

これは展覧会の現場の事務局です。これは既に午前中に調査会社から、工商局に
連絡がなされ、違反者のブースを訪問した工商局のお役人です。侵害案件が、全部
で17件あったわけです。そのうち9件のブースで行政執行がなされました。ここ
で、このパンフレットに全部、私どもの商標権違反のものが印刷されていました。
これを没収してもらいました。これは垂幕。この中の写真の1つ、侵害品がありま
す。これで、それを撤去する。このおばさん、かわいそうですが垂れ幕を撤去して
いるところです。

結局これを検討してみますと、現場執行が可能となった理由は、事前の協議によ
って、工商局や技術監督局の理解・協力を得られたことです、これは私ども初めて
の経験です。皆様方の業界で、このような展覧会があるときに、このような摘発事

例があるのか知りたいところです。この文書は、組織委員会から知産権保護の通知が事前に出展者に送付されてきました。この種の文献は、私ども農薬の見本市では初めてです。でも、事前に配られたにもかかわらず、この 17 件違反がありました。この 2,900 のブースがある中で、調査会社が頑張って調べた範囲ですが、もっと詳しく調査すれば何 10 件か出てきたかもしれません。いずれにしろ、この通達があったにもかかわらず、違反が発見されました。

これを日本農薬の守屋さんに日本語訳していただきました。宛先は各出展者宛、これで投訴台を設けますよ、もし何かあったら言ってきてください。2 番目です。いかなる方式にせよ、知財権侵害の商標宣伝資料など、一旦発見すれば組織委員会 は関連企業に対して侵害行為の停止、全て存在する侵害行為の宣伝材料と道具の焼却と廃棄を命令し、責任を持って実施させる。こういう非常に具体的な内容のものが出されています。

これはたぶん、先ほど言いましたように、これはたまたま農薬の展覧会に出されましたが、商務部から出ている弁法に基づいたと思います。他の業界についても、主催者側にこういう文書が発給されないのかということも、ご確認されたいと思います。

結局、今回はこのような侵害案件があったのですが、ご協力いただいた当局に対し、お礼状を出すことにしました。特に江東区というのは、多分、下のレベルの AIC と思いますが、市の AIC や省の AIC、国家工商行政管理局にコピーを出せば、末端でいろいろやっていたことにつき、第三者からの感謝で、上の人にも知ってい

ただけることとなります。

それから、もう1つは浙江省の植物保護検疫局ですね。これは現地での見本市の開催協力者ですが、事前に法執行について、了解をいただく文書を出しています。侵害案件が発生したことも報告しますが、これもコピーを北京の農業部にも出します。これらのお礼状で、今後とも各当局から、私どもの調査について協力を得られるとことを期待しています。

簡単に写真で状況をご紹介します。これは日産化学様の商標権侵害です。これは日本曹達さんの侵害。これも日本曹達さんのもの。これもこの“甲基托布津”は日本曹達さんの商標です。これも同じです。これは住友化学の商標です。これもそうです。これは私どもの製品のデッドコピーです。

今回のまとめは、まず、予防策、これは先ほど申し上げました弁法の利用とか、事前に、当局といろいろ交渉する。対応策は、違反があっても放置しない。それなりの対応をしていきたいと思いますということです。以上です。

宮原 津田様、どうもありがとうございます。いまの津田様のご講演について、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。それでは津田様のご講演はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(休憩)

宮原 では、金杜弁護士事務所の上海ランチより蒋先生にお越しいただきまして、中国における多国籍企業の知的財産権保護、事業運営及び戦略について、ご講演を賜ります。講演は中国語になっておりますが、資料は英語と日本語の両方を配

付していますので、適宜そちらを見ながら、お聞きいただければと思います。それ
では蒋先生、よろしく願いいたします。

【第2部 - 講演】

中国における IP 操作 & 戦略方針

金杜弁護士事務所 蒋徳祥

皆様こんにちは。本日は「中国における IP 操作及び戦略方針」について、宮原様から講演のチャンスを頂戴しまして、心から感謝いたします。これは大きな課題、問題なので、今日私は1時間を使いまして、これについて詳細に紹介したいと思っております。今日の講演の概要としては、主に背景、IPに関連する活動、IPの戦略方針についてご紹介したいと思います。

多国籍企業の中国における IP 操作及び戦略方針を紹介する前に、まず背景についてご紹介いたします。これは、会社の中国における IP 戦略に影響するからです。数多くの企業は、中国に対して戦略的な方針を所有しております。その方針は、長期の方針もありますし、短期の方針もあります。長期方針にしても短期方針にしても、会社はいろいろな方法を取り入れて、この方針の実現に力を入れています。

まず、一部の短期の展望についてご紹介したいと思います。多国籍企業を含めて、数多くの企業は、中国市場の巨大な潜在性をまだ完全に認識していないのが現状です。その企業は数千キロ離れているので、アジアの状況についてはあまり詳しくないと思われれます。数多くの情報は、単なる普通のニュースあるいはテレビから入手しています。

もっと問題があるのは、企業は中国における IP 戦略の保護システムを心配する

ことです。例えば、化学企業と製薬企業は、商業秘密を数多く所有しております。これらの企業は、こういう商業秘密を中国に持ってくることを嫌っています。したがって、中国においては小規模な事業展開にとどまっています。彼らは販売のオフィスと技術サポートセンターしか持っておりません。ただ、その核心の内容である R&D は、本国の中に所有しています。これを原因として、彼らは中国の高度な経済発展には参与していません。中国の事情もまだ全然把握していません。

ここでは数年前の 1 つの例をご紹介します。1980 年代の中ごろに、フィリップスは GSM の技術を発明しました。しかしその当時、中国にはこういう GSM を買える人はいないと思い込みました。その原因としては、やはり GSM 携帯電話の値段が高いからです。このためフィリップスは中国で特許を出願していませんでした。ヨーロッパとアメリカでは特許を出願しました。

フィリップスのライセンス収入は、非常に大きな収入が上がっています。しかし、これに対して、中国だけは特許の保護を受けておりませんので、全く収入がありません。この原因は、やはりその当時、中国の発展についてまったく知識がなかったからです。中国の人は、皆さん GSM 方式の携帯電話を使っています。

もう 1 つの例として、フィリップスはスマートカードという技術を持っています。つまり、バスと地下鉄で兼用できるカード、いわゆるスマートカードの技術を持っています。ところがその当時も、そのカードについても中国での特許は申請しませんでした。ですから、現在このような技術は中国では任意に使うことができますし、その費用は発生しません。

それでは、長期の展望方針についてご紹介したいと思います。まず、数多くの会社は中国の戦略成長の機会を認識しています。IC、自動車、ケミカル製品などは、成長分野ということをご様は認識しています。中国経済がこれからも発展していくことと、中国政府による IP 保護のより一層の力のアップということで、数多くの企業は中国での発展のチャンスを見逃してはいけないと思っております。多少危険性があっても、彼らはやはり中国市場の経済成長に参加したいと考えています。

これは次から次へと作られた、企業の R&D という例から見れば、理解できるだろうと思います。これの R&D は半導体メーカーの AMD、医療メーカーのアストラゼネカという会社です。他にはメモリ関係の EMC という会社があります。これらの会社は、ハイエンドの技術を中国に導入して、現地の需要に結合して新しいものを開発しています。これらの会社は、中国のマーケットを大変重視しておりまして、毎年中国政府と深密交流を図っています。

(テープ B 面へ)

QBPC は、知的財産権保護のパートナーとして、中国政府に非常に親しみを感じさせています。そして、中国の法律の制定と修正にも影響しています。他の IP の団体では、どちらかということ、自分の利益に偏っているということがあります。

私は QBPC の特許委員会の中で、中国政府と非常に多く交渉してきました。去年は SIPO、それから国務院法律制度弁護室と一緒に、特許法の修正の業務に携わりました。北京・上海・江蘇省の裁判所とのセミナーも一緒に開催しました。知的財産権担当の裁判官と審判長とよい交流ができました。中国では、知的財産権に関する

る法律は絶えず修正されていますので、このようなよい関係を保つことで、私たちはこれからも引き続き影響力を発揮できると思います。

QBPC の会員企業は、持っている疑問点や心配点などの問題を、IP 団体に参加することで、他の多国籍企業の経験を勉強することができます。特に法律と法規の修正状況、最新の進捗状況を把握できます。現在では、IP に関する法律はいくつか修正中でありまして、例えば特許・商標、反不公平競争法、それから民事手続法、独禁法などが検討されています。独禁法は、去年もう通過していて、今年の 8 月 1 日から正式に発効します。この法律の修正によって生まれた新しい条文は、数多くの企業の業務に対して影響力を発揮すると思います。したがって、IP 団体に参加することは、会社の業務展開に非常に有益であると思います。

もう 1 つは、数多くの多国籍企業は第三者との協力関係を持っています。アメリカではオープンイノベーションという言い方があります。つまり、現在は製品が非常に複雑になっている傾向があります。1 つの製品にはソフト、ハードが含まれています。例えば携帯電話 1 つだけでも、半導体技術、GPS 技術、それから音響の処理技術などが含まれています。それから記憶体、バッテリーなどがあります。これらの多岐にわたるものは、なかなか 1 社ですべてを生産することができません。彼らにとっては新製品を発売することがいちばん大事なことです。ですから、この電話の生産者は、数多くのパートナーと協力していかなければいけません。

この他に大学との協力も大事です。大学の研究課題に資金を提供することです。関係の技術を研究開発し、大学とよいパートナー関係を締結します。一部の会社は

中国の国家クラスの研究開発課題に参加しています。例えば、中国の 863 という名前の課題は非常に大きなプロジェクトです。政府のこのように重要な研究課題は、通常数多くの大学に分担されています。もちろん、これも現地のパートナーと一緒に開発するものとなります。国内の市場の需要に対して、開発を行います。

1 点、補足したいと思います。一部の企業は海外に R&D センターを持っていて、この海外の R&D センターが中国向けの技術開発を担っています。ところが、この中国以外の R&D センターの目標は、どちらかといえばグローバル的な目標になっています。この関係で、中国マーケットに対する具体的な需要はそれほど把握されていません。

例えば、フィリップスには、ヨーロッパで販売して非常に売れているコーヒーメーカーがあります。しかし、このコーヒーメーカーは中国ではなかなか売れませんでした。その原因は、やはり中国の人はお茶が好きだからです。そのため、そのあと新しいものを開発する際には、中国人の同僚と相談することが重要となりました。それから、一部の新製品の研究開発を中国で行うようになりました。これはやはり市場にいちばん近いし、いちばん市場のニーズを把握できるからです。

次は、多国籍企業の中国における IP 戦略方針についてご紹介します。IP の保護についての話です。まず、商標登録の話です。偽物取締りというのはいちばん面倒なものです。この問題は、これまでの先進国の発展史の中に必ず発生したことです。

中国経済の高速成長に伴い、中国政府は新しい革新ということをいま奨励してい

ます。中国政府の目標としては、2020年までに中国を革新型国家にするという方針があります。このため偽物の問題は緩和されるだろうと思います。これから偽物はローエンドの商品に限定されていくであろうと思われます。

特許の出願に関する戦略について、より多くの会社は中国市場に関心を持っています。彼らは中国における特許の出願に関しては、ルーズな方針を取っています。例えば、フィリップスの場合は、海外で出願したものは中国にも大体同じように申請をします。同じようにGEの政策も変わりました。これまで中国に対しては限定政策でしたが、いまは緩和されました。以前はGEの規定として、中国で特許の出願をする場合は、必ず十分な理由がなければいけませんでした。しかし、いまの方針としては、逆に出願しないと、どうして出願しないのかという十分な理由を提出しなければいけません。したがって、数多くのGEの特許が中国で出願されました。

パテントのその起草に関しては、現在法律修正案によって新しい要求がありました。この新しい要求も、皆様たぶんご承知だろうと思いますが、つまり中国での発明は、必ず先に中国で出願しなければいけないということです。そして中国における多国籍企業の研究センターでは、より多くの発明が生まれています。そしてますます多くのR&Dセンターが設立されて、また規模も拡大されました。

しかし、もしこのような現地のR&Dセンターの発明を、法律に基づき中国において必ず先に発明しなければならぬとすれば、中国の知的財産権の出願代理機構は、まだ起草できないところが数多く存在しております。これは過去10数年間にわたって、ほとんどの代理機構は海外の起草案の翻訳をするだけだったからです。

私がフィリップスの知的財産部で仕事をしていた時にも、この問題についてはっきり認識していました。その当時フィリップスは、多くの人を育成して、この業務に従事させました。ですから、この新しい法律、新しい規定は、準備のない企業に対しては影響があると思いますが、フィリップスのような準備が周到な企業にとっては、問題にならないと思います。

もう 1 つは、IP の保護の面についての話です。皆さんご承知のとおり、中国ではエンフォースメントは司法ルートと行政ルートの 2 種類があります。司法ルートは遅いですが、その効果はよい。司法ルートは賠償額が大きいです。行政ルートは速いですが、賠償額は小さいです。

海外の企業は、中国の事情をよく知らないで、弁護士事務所を探すときには、いくつかの選択があると思います。例えばアメリカの企業であれば、国際的な代理機構を探すでしょう。これはやはり、言語とカルチャーの背景が共通しているので、付き合いやすいという面があるからです。

ところで、過去数年間にわたって、私が中国で得た知識によれば、これらの大きな国際法律事務所は、通常中国国内の小規模な事務所に外注することがよくあります。ところが、その海外の大企業は、中国国内の小さな法律事務所と直接交渉することはありません。なぜならば、この法律事務所のレベルを信頼していないからです。ですから、過去は国際的な事務所に依頼しても、その品質・効果はなかなかコントロールできませんでした。

IP のエンフォースメントを実施するときには、特許の代理機構か、あるいは法

律事務所のいずれかに依頼することができます。通常、パテントに関する訴訟の場合は、訴訟の弁護士とパテントの弁護士の両者が協力して行わなければなりません。その理由は、訴訟を担当する弁護士は、技術的な話はよく知らないからです。いま中国の特許の代理機構の中には、訴訟を専門的に扱うチームはありません。ですから、特許の代理機構は、必ず他の法律事務所と一緒に訴訟に対応しなければいけません。

訴訟の結果に影響する要素の中で、訴訟の事情、本体もありますが、他には政治関係、メディア関係、政府との関係などが挙げられます。政治的な要素は、現在は若干弱いというのが現状です。通常1つの事例に関しては、政府関係、特に法廷上の裁判官、審判長との付き合い程度、コネがあるかどうか大きな影響力を持っています。知合いの程度によって、賠償の金額と程度が左右されています。

先ほどメディアによる影響力もとても大きいと言いました。そして中国のIPの訴訟法も、非常に速いテンポで変わっています。例えば、数多くのケースがありますが、最近では正泰集団とシュナイダーというケースがあります。皆様の中には、このケースを知っている人もいると思いますが、このケースはとても典型的なケースで、賠償金額の高いケースの代表例です。

現行の法律の中では、当事者がもらえる賠償額の上限は通常50万人民元です。ところが、これは多国籍企業にとっては非常に小さな金額でありまして、弁護士費用さえ払えません。最近の法修正では、この法定の上限額を100万元まで引き上げるという話があります。ところがこのケースに対して、法廷は3億3,000万元の賠

償という審判の結果を下しました。

これは、実用新型の侵害に関するケースです。被告はフランスの電気会社であるシュナイダーという会社です。原告は中国の会社で正泰という会社です。このケースにおきまして、原告側は証拠をたくさん収集できました。十分な証拠に基づいて、原告側は審判長に、被告は侵害によって大きな利益を得たと信じさせました。このケースはいま控訴段階にあります。

このような判決の事例から見ても、中国政府の姿勢がよくわかるだろうと思います。その証拠は判決にとっては大きな要因となります。数多くのケースにおいては、明確な法律と法規はありません。明確な法律がないので、現地政府関係者、例えば裁判所の審判長あるいは退職した裁判長などとよい関係を持っていれば、非常に大きなプラス要素になるということです。

次は IP のコンサルティングについてです。数多くの企業は、新しい製品を発売する前には、プロダクトクリアランスということをやります。これは要は新製品が発売された後に、他社の知財権を侵害することを恐れているからです。ですから、彼らは権利侵害あるいは効力がないなどの調査を行います。

もう 1 つは、IP コンサルティングに関しての大きな分野は、第三者との取引に関する IP 問題です。例えば先ほど説明した、第三者と協力してプロジェクトを開発することがあります。例えば、知的財産権の所有先、あるいは現在の知財権の使用の分担など、もう 1 つは IP の買収つまりライセンスの購入です。フィリップスは半導体業務を売却し、現在は医療設備、照明関係の IP を積極的に買い入れて

います。

企業の MA の中においても、IP に関する調査は大事なところではあります。IP の価値、IP の源、IP の譲渡についての規定を調べることです。欧米の企業は、この方面に対しては大変力を入れています。もう 1 つは IP による利益の創出です。つまりここに書いてあるように、バリューエクストラクション、価値の獲得です。現在では研究開発のコストは非常に高いですので、IP を製品に使用する以外にも、ライセンスの譲渡によって収入を拡大したいと考えています。

よくあるケースとしては、1 つは特許ライセンスング。これはもらう側としてはそれほど前向きではありません。なぜかという、これは受身的な話となるからです。ほとんどの場合においては、権利侵害が発生したらこの契約を交わすこととなります。

現在ほとんどの会社は、技術ライセンスングという方式を取り入れています。これはホールパッケージのライセンスングです。つまりパテント、ノウハウ、技術サポートを含めています。他の会社に協力を与えて、相手が生産したい製品の完成に協力を与えることです。例えば IBM もフィリップスも、このような技術ライセンスングの業務を展開しています。これには革新的、非革新的な技術があります。例えば一部の革新的な技術は、いろいろな領域に使うことができますが、ある会社がその領域に携わっていない場合、この領域に関してはこのライセンスを与えることはしません。

それでは大企業が通常行っているやり方、つまり外部顧問弁護士との戦略関係に

ついて紹介したいと思います。中国の経済発展に伴い、より多くの IP と法律サービスは必要となります。またさらに多くのパテントの書類と、多くのトラブル、訴訟が発生すると思われれます。協力の関係がより密接になります。

先ほど、特許代理機構と法律事務所の相違点について説明しました。特許の訴訟に関しては、訴訟専門弁護士と特許専門弁護士の両者が協力して行わなければなりません。パテント代理機構に依頼したケースは、実際には再度依頼されて、他の法律事務所に依頼されるケースとなります。これは証拠の収集には不利であると思います。つまり特許というのは、数年後になって訴訟になるという特徴があります。ですから万全な対策としては、特許の出願当初から専門的かつ総合的な事務所に依頼することです。

この事務所というのは、パテント、商標、訴訟、コンサルティングなど、一括してサービスを提供してくれるものです。またこのような全方位な会社と、長期間の関係を締結することです。会社がいざ法律トラブルに直面しても、法律的なサポートが得られるからです。

最後に、今日の話をもとめて話したいと思います。まず長期戦略の観点から見て、中国市場を考慮することです。一部の企業は中国進出に対して抵抗感がありますが、他の競争相手がすでに進出していますので、こういう企業も自然にプレッシャーを感じます。まず長期戦略を作って、それから IP の戦略を作るべきです。（後略）

（作成；日本貿易振興機構）